

令和8年度関西国際空港訪日観光客動向調査業務  
仕様書

1. 業務名 令和8年度関西国際空港訪日観光客動向調査業務
2. 納入場所 大阪府中央区南船場4-4-21 TODA BUILDING心齋橋5階  
公益財団法人 大阪観光局内
3. 調査を行う業務  
関西国際空港訪日観光客動向調査
4. 契約期間  
令和8年4月1日～令和9年3月31日
5. 業務目的  
大阪を訪問する訪日観光客の訪問先、消費動向等を詳細に調査することにより、今後の観光戦略及び施策に活かすことを目的とする
6. 調査内容
  - ①業務内容  
関西国際空港で出国する訪日観光客を対象としたアンケートの実施
    - ・アンケート集計システムの構築
    - ・アンケート要員の手配・管理
    - ・調査の実施
    - ・回答の回収
    - ・データの納品
  - ②調査について
    - ア. 調査方法  
発注者が用意する設問を、回答者がタブレットなどの端末で回答する。  
タブレットは目標サンプル数を回収できる台数を受託者が用意し、Wi-Fi環境が必要な場合は用意すること。
    - イ. 調査場所  
関西国際空港第1ターミナルビル4階出発フロアの一部エリア（予定）  
※関西エアポートへの申請は発注者が行う。
    - ウ. 調査実施日  
年に4回実施し、各回の調査日数は土日を含む15日間とする。

アンケート	日程（予定）
第一回	令和8年5月13日～27日
第二回	令和8年8月後半～9月前半
第三回	令和8年11月～12月
第四回	令和9年2月～3月前半

※第二回以降の詳細な日程については、受託者と相談の上、決定する。

エ. 調査言語

英語、韓国語、繁体字、簡体字の4言語

オ. サンプル数

年間総取得目標数は4000サンプル以上とし、各調査期間中に、1000サンプル以上を取得する。なお、エの言語別にできるだけサンプル数に偏りがないように努めること。

カ. アンケート設問数

動向・消費額・満足度など50～60問（予定）

※設問内容（翻訳済）は発注者が用意する。

キ. アンケート謝礼

回答後のギブアウェイとして、絵はがきを配布する

※ギブアウェイは発注者が用意する。

ク. その他

調査員用控室は発注者では手配しないので、必要な場合は受注者が準備すること。タブレット機器などの備品の保管・充電場所は別途指定する。

③納品方法

調査1週間後に、回収したデータをエクセルにアップロードし、提出完了となる。

④実施時間及びスタッフ条件

時間	8：30 ～ 18：00
調査場所	関西国際空港第1ターミナルビル4階出発フロアの一部エリア
調査員人数	1日2ポスト 一部時間帯3ポスト ※目標サンプル数を回収できる人員数を用意すること。
調査員交通費	交通費は委託料に含む。
対応言語	英語、中国語、韓国語のいずれか (2カ国語以上対応できれば尚可)
制服	調査員は事業の趣旨・目的を理解し観光客や施設関係者に不快な思いを抱かせることのないよう、言動、行動、身だしなみに十分留意できる者であること。発注者が提供する腕章の他に、受注者が調査員証を作成し携帯させること。
事前研修	要。アンケートがスムーズに進むよう、タブレットなどの使用方法に関する研修を行うこと。

7. その他

- (1) 調査員が合理的に稼働するよう管理するとともに、勤務状況を確認、証明すること。
- (2) 本事業内で、トラブルの発生や交通障害、天候の急変等の緊急時を始め、現地（調査場所）で対応すべき事案が発生した場合は対応できる体制を整えること。
- (3) トラブルが発生した場合において、当日の当事者間で解決した場合であっても、事案の経緯と結果については、速やかに発注者担当者に報告すること。
- (4) 機器の破損や紛失や保証適用外の破損である場合や、修理代や購入が必要な場合、紛失補填金または損害賠償金の支払いは、受注者が負担する。
- (5) 委託により作成された成果物に関する全ての権利は、原則とし発注者に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という）については受託者に留保するものとし、この場合、発注者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。
- (6) 受託者は、成果物が他者の所有権や著作権を侵害しないことを保証すること。第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (7) 受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはいけない。
- (8) 業務実施にあたっては発注者と連携を密にし、必要な打合せ、相談を行い、仕様書に記載のない事項及び内容の詳細については、協議により決定するものとする。